

社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団定款

(昭和39年 6 月23日制定)

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援するとともに、兵庫県及び兵庫県内各市町との密接な連携の下、広く県民福祉の向上と増進に寄与することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

- ア 救護施設の経営
- イ 特別養護老人ホームの経営
- ウ 障害者支援施設の経営
- エ 障害児入所施設の経営
- オ 情緒障害児短期治療施設の経営
- カ 養護老人ホームの経営

(2) 第2種社会福祉事業

- ア 身体障害者の更生相談に応ずる事業
- イ 身体障害者の更生に必要な義肢及び装具の開発並びに製作及び修理に関する事業（兵庫県立福祉のまちづくり研究所）
- ウ 障害者更生センター浜坂温泉保養荘の経営
- エ 障害福祉サービス事業
- オ 障害児通所支援事業
- カ 一般相談支援事業
- キ 特定相談支援事業
- ク 障害児相談支援事業
- ケ 地域生活支援事業
- コ 老人短期入所事業
- サ 介助犬訓練事業
- シ 聴導犬訓練事業
- ス 老人デイサービス事業
- セ 老人居宅介護等事業
- ソ 認知症対応型老人共同生活援助事業（グループホーム）

タ 丹寿荘在宅介護支援センターの経営

チ 障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）

2 前項に掲げるほか次の事業を行う。

- (1) 兵庫県立リハビリテーション中央病院の経営
- (2) 兵庫県立総合リハビリテーションセンター障害者スポーツ交流館の経営
- (3) 兵庫県立総合リハビリテーションセンター職業能力開発施設の経営
- (4) 兵庫県立福祉のまちづくり研究所の経営（身体障害者の更生に必要な義肢及び装具の開発並びに製作及び修理に関する事業を除く。）
- (5) 兵庫県立リハビリテーション西播磨病院の経営
- (6) 兵庫県立西播磨総合リハビリテーションセンター体育施設の経営
- (7) 兵庫県立西播磨総合リハビリテーションセンター研修施設の経営
- (8) 福祉のまちづくりに関する調査研究（兵庫県立福祉のまちづくり研究所）
- (9) 居宅介護支援事業
- (10) 訪問看護事業
- (11) 介助犬認定事業
- (12) 聴導犬認定事業
- (13) 障害者専門職業紹介事業
- (14) 障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）
- (15) 障害者職場適応援助者支援事業
- (16) 障害児等療育支援事業
- (17) 高次脳機能障害支援普及事業
- (18) 健康づくり・介護予防事業
- (19) 古物営業
- (20) 生活支援ハウスの経営
- (21) 地域包括支援センターの経営
- (22) 兵庫県立こども発達支援センターの経営

（名称）

第2条 この法人は、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団という。

（経営の原則）

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の主たる事務所を神戸市西区曙町1070番地に置く。

第 2 章 役員及び職員

(役員の定数及び職務)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事11名

(2) 監事2名

- 2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。
- 3 理事長はこの法人を代表する。
- 4 この法人に、副理事長、専務理事及び常務理事2名以内を置くことができる。
- 5 副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。
- 6 副理事長及び専務理事は、理事長を補佐する。
- 7 常務理事は、理事長を補佐してこの法人の常務を処理する。
- 8 役員の選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに2名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員の選任等)

第7条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、評議員会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員の報酬等)

第8条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによって、は、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長が招集する。
- 3 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思表示した者は、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に特別の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第10条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び兵庫県知事に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(会長、相談役及び顧問)

第12条 この法人に会長、相談役及び顧問若干名を置くことができる。

- 2 会長、相談役及び顧問は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。
- 3 会長は、この法人の特に重要な事項について、意見を述べ、又は助言することができる。
- 4 相談役は、この法人の運営について理事長の諮問に答え、又は理事長に対して意見を述べることができる。

- 5 顧問は、この法人の業務について理事長の諮問に答える。
- 6 会長、相談役及び顧問は、必要があると認めるときは理事会及び評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 7 会長、相談役及び顧問の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(職員)

第13条 この法人に職員若干名を置く。

- 2 この法人の経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第 3 章 評 議 員 及 び 評 議 員 会

(評議員会)

第14条 評議員会は26名の評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 評議員会に議長を置く。
- 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることはできない。
- 9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第15条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定

(7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(同前)

第16条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第17条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第18条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

第 4 章 資 産 及 び 会 計

(資産の区分)

第19条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 11,000,000円

(2) 土地・建物 別表のとおり

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第20条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、兵庫県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、兵庫県知事の承認は必要としない。

1 独立行政法人 福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。

以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第21条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第22条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第23条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第24条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の承認を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第25条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第26条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める会計規則により処理する。

(臨機の措置)

第27条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第 5 章 解散及び合併

(解散)

第28条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第29条 解散（合併又は破綻による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって兵庫県又は社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第30条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、兵庫県知事の認可を受けなければならない。

第 6 章 定 款 の 変 更

(定款の変更)

第31条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、兵庫県知事の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を兵庫県知事に届け出なければならない。

第 7 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第32条 この法人の公告は、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第33条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理	事	金	井	元	彦
同		坂	井	時	忠
同		一	谷	定之	烝
同		池	原		昇
同		須	川		豊
同		朝	倉	斬	道
監	事	吉	田	豊	信
同		門	脇	政	夫

附 則

この定款は、昭和41年9月30日から施行し、昭和41年10月1日から適用する。

附 則

この定款は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和44年10月1日から施行する。ただし、第1条第1項第1号オにかかる業務は昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和45年6月19日から施行する。ただし、第1条第2項第3号は、昭和45年9月15日から適用する。

附 則

この定款は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、昭和46年10月14日から施行する。
- 2 第1条第1項第1号の変更は、昭和46年11月1日から適用する。
- 3 第1条第1項第2号の変更は、昭和46年8月19日から適用する。

附 則

この定款は、昭和47年8月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和47年10月2日から施行する。

附 則

この定款は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、第1条第1項第1号イに1項を加える規定は、昭

和49年5月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和49年7月9日から施行し、昭和49年6月15日から適用する。

附 則

この定款は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和50年5月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和51年2月1日から施行する。ただし、「兵庫県老人休養ホーム立雲荘」については、昭和51年3月31日までの間は、変更前の名称「兵庫県老人保養所立雲荘」とする。

附 則

この定款は、昭和51年5月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、第1条第1項第1号オの改正規定は、昭和52年5月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和53年3月24日から施行する。

附 則

この定款は、昭和53年8月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和54年3月29日から施行する。

附 則

この定款は、昭和54年6月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和55年12月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和56年6月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和57年8月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和58年12月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成4年10月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成5年10月20日から施行する。ただし、第1条第1項第1号ウの改正規定は、平成5年11月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成5年12月22日から施行する。

附 則

この定款は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

1 この定款は、平成10年4月24日から施行する。ただし、第1条第1項第1号ウ及び同条同項第2号並びに第13条第2項の改正規定は、平成10年7月1日から施行する。

2 平成10年4月17日付けの定款変更認可申請に伴い増員された理事2名の任期は、定款第10条の規定にかかわらず、平成10年8月2日とする。

附 則

この定款は、平成11年2月22日から施行する。

附 則

この定款は、平成11年5月20日から施行する。

附 則

この定款は、平成12年8月8日から施行する。

附 則

この定款は、平成13年2月19日から施行する。

附 則

この定款は、平成14年10月22日から施行する。

附 則

この定款は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成15年5月28日から施行する。

附 則

この定款は、平成15年7月30日から施行する。

附 則

この定款は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、兵庫県知事の認可のあった日（平成16年7月9日）から施行する。

附 則

この定款は、兵庫県知事の認可のあった日（平成16年10月13日）から施行する。

附 則

この定款は、兵庫県知事の認可のあった日（平成16年11月26日）から施行する。

附 則

この定款は、兵庫県知事の認可のあった日（平成17年3月7日）から施行する。

附 則

この定款は、兵庫県知事の認可のあった日（平成17年6月10日）から施行する。

附 則

この定款は、兵庫県知事の認可のあった日（平成17年10月26日）から施行する。

附 則

この定款は、兵庫県知事の認可のあった日（平成18年9月5日）から施行する。

附 則

この定款は、兵庫県知事の認可のあった日（平成19年4月25日）から施行する。

附 則

この定款は、兵庫県知事の認可のあった日（平成19年7月2日）から施行する。

附 則

この定款は、兵庫県知事の認可のあった日（平成19年8月2日）から施行する。

附 則

この定款は、兵庫県知事の認可のあった日（平成20年2月4日）から施行する。

附 則

この定款は、兵庫県知事の認可のあった日（平成20年9月24日）から施行する。

附 則

この定款は、兵庫県知事の認可のあった日（平成21年3月25日）から施行する。

附 則

この定款は、兵庫県知事の認可のあった日（平成21年12月21日）から施行する。

附 則

この定款は、兵庫県知事の認可のあった日（平成22年10月6日）から施行する。

附 則

この定款は、兵庫県知事の認可のあった日（平成23年6月21日）から施行する。

附 則

この定款は、兵庫県知事の認可のあった日（平成25年1月23日）から施行する。

附 則

この定款は、兵庫県知事の認可のあった日（平成25年10月10日）から施行する。

附 則

- 1 この定款は、兵庫県知事の認可のあった日（平成26年6月13日）から施行する。
- 2 定款変更に伴い増員された理事1名、評議員1名の任期は、第6条第1項及び第18条第1項の規定に関わらず、平成26年8月2日までとする。

附 則

この定款は、兵庫県知事の認可のあった日（平成27年4月30日）から施行する。